

申請期限は
3月31日

後期高齢者医療保険料の減免制度をお知らせします



新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少などがあった場合に申請することで、後期高齢者医療保険料の一部または全額の免除を受けることができます。

■対象・減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の被保険者…**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少があり、次の要件に全て該当する世帯の被保険者
▶事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうち、いずれかの収入で令和2年中の収入の減少額が令和元年中に比べ10分の3以上であること▶令和元年中の所得の合計額が1,000万円以下であること▶令和元年中の所得(令和2年中の収入減少がある種類の所得を除く)の合計額が400万円以下であること…右記の[表1]で算出した対象保険料額に[表2]の減免割合を乗じた額

[表1]

対象保険料額=A×B÷C	
A…75歳以上の人の対象期間の保険料額	
B…令和2年に減少した収入などに係る令和元年の所得金額	
C…生計維持者および世帯の被保険者全員の令和元年の合計所得金額	

[表2]

令和元年の合計所得金額	減免割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

※主な生計維持者の収入減少の要因が、感染症の影響による廃業または失業の場合は、令和元年の合計所得金額にかかわらず対象保険料の全部を免除

*申請方法など詳しくは、岩手県後期高齢者広域連合ホームページをご覧ください



【問い合わせ】本館国保医療課(☎41-3583)

申請期限は
3月31日

国民健康保険税の減免制度をお知らせします



新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少などがあった場合に申請することで、国民健康保険税の一部または全額の免除を受けることができます。

■対象・減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯…**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少があり、次の要件に全て該当する世帯
▶事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうち、いずれかの収入で令和2年中の収入の減少額が令和元年中に比べ10分の3以上であること▶令和元年中の所得の合計額が1,000万円以下であること▶令和元年中の所得(令和2年中の収入減少がある種類の所得を除く)の合計額が400万円以下であること…右記の[表1]で算出した対象保険料額に[表2]の減免割合を乗じた額

[表1]

対象保険料額=A×B÷C	
A…世帯の被保険者全員について算定した保険料額	
B…令和2年に減少した収入に係る令和元年の所得金額	
C…生計維持者および世帯の被保険者全員の令和元年の合計所得金額	

[表2]

令和元年の合計所得金額	減免割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

※主な生計維持者の収入減少の要因が、感染症の影響による廃業または失業の場合は、令和元年の合計所得金額にかかわらず対象保険料の全部を免除

*申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください



【問い合わせ】本館市民税課(☎41-3526)



1月20日に予算化した新たな新型コロナウイルス感染症対策経費の概要をお知らせします

【問い合わせ】本館財政課(☎41-3517)

事業名	予算額	内容
失業者支援事業	1,000万円	感染症の影響による事業主都合で離職した市民が増加したこと、また、制度の対象要件の見直しで支援対象となる市民の範囲が拡大したことにより、予算を増額します。 ■支援額 1人当たり10万円 *詳しくは13ページをご覧ください
新型コロナウイルスワクチン接種事業	1,086万円	新型コロナウイルスワクチンの接種体制を構築するため、システム改修やワクチン接種案内の発送を準備します。



心配な人はご相談ください 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

岩手県
受診・相談センター
24時間対応
☎019-651-3175
FAX019-626-0837

岩手県
感染症相談窓口
午前9時～午後9時
☎019-629-6085
FAX019-626-0837

厚生労働省
電話相談窓口
午前9時～午後9時
☎0120-565653
FAX03-3595-2756

申請期限は
3月31日

介護保険料の減免制度をお知らせします



新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少などがあった場合に申請することで、介護保険料の一部または全額の免除を受けることができます。

■対象・減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者…**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少があり、次の要件に全て該当する第1号被保険者
▶事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうち、いずれかの収入で令和2年中の収入の減少額が令和元年中に比べ10分の3以上であること▶令和元年中の所得(令和2年中の収入減少がある種類の所得を除く)の合計額が400万円以下であること…右記の[表1]で算出した対象保険料額に[表2]の減免割合を乗じた額

[表1]

対象保険料額=A×B÷C	
A…第1号被保険者の保険料額	
B…第1号被保険者の属する世帯の主な生計維持者の令和2年に減少した収入などに係る令和元年の所得金額	
C…第1号被保険者の属する世帯の主な生計維持者の令和元年の合計所得金額	

[表2]

令和元年の合計所得金額	減免割合
200万円以下	全部
200万円超	10分の8

※主な生計維持者の収入減少の要因が、感染症の影響による廃業または失業の場合は、令和元年の合計所得金額にかかわらず対象保険料の全部を免除

*申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください



【問い合わせ】新館長寿福祉課(☎41-3578)